

令和7年6月25日

各位

公益社団法人北海道観光機構  
会長 唐神 昌子

【令和7年度 他県連携相互送客促進事業】  
「道外地方空港所在地域におけるメディアタイアップ情報発信取材費支援事業」  
に係る募集について

拝啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当機構の事業活動に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当機構では、主に本道と直行便が就航している道外他県およびその周辺地域において、地域所在のメディアから北海道の観光情報を独自の視点で魅力的に発信することにより、当該地域における本道への旅行需要を喚起し、来道者数の増加を図るべく、下記のとおり企画提案を募集いたしますので、ご案内申し上げます。

敬具

記

1. 事業名：【令和7年度 他県連携相互送客促進事業】  
「道外地方空港所在地域におけるメディアタイアップ情報発信取材費支援事業」
2. 期 間：【前期】対象取材期間：採択決定後 ～ 令和7年11月14日（金）  
媒体露出期間：9月上旬（予定）～ 令和7年11月28日（金）  
【後期】対象取材期間：採択決定後 ～ 令和8年 2月 9日（月）  
媒体露出期間：12月上旬（予定）～ 令和8年 2月12日（木）
3. 内 容：別紙「募集要項」を参照
4. 今後のスケジュール  
【前期】  
（1）企画提案書提出 令和7年9月 4日（木）12時まで  
（2）審査会の実施 令和7年9月12日（金）予定  
（3）助成事業の決定 令和7年9月16日（火）以降の予定  
【後期】  
（1）企画提案書提出 令和7年11月21日（金）12時まで  
（2）審査会の実施 令和7年11月27日（木）予定  
（3）助成事業の決定 令和7年11月28日（金）以降の予定
5. 事業説明会について  
本事業に関する事業説明会はございません。事業内容に関する質問は、個別に受け付けます。回答については、受付後速やかに通知します。
6. 問い合わせ先  
事業企画本部 プロモーション部 担当：坂本・金田 TEL : 011-231-0941  
E-mail：[h\\_sakamoto@visithkd.or.jp](mailto:h_sakamoto@visithkd.or.jp) [y\\_kaneta@visithkd.or.jp](mailto:y_kaneta@visithkd.or.jp)

## 【令和7年度 他県連携相互送客促進事業】

### 「道外地方空港所在地域におけるメディアタイアップ情報発信取材費支援事業」 募集要項

#### 1. 事業目的

主に本道と直行便が就航している道外他県およびその周辺地域において、地域所在のメディアから北海道の観光情報を独自の視点で魅力的に発信することにより、当該地域における本道への旅行需要を喚起し、来道者数増加を図る。

#### 2. 助成対象者

主に本道との直行便が就航している次の13県内に訴求可能なテレビ、ラジオ、新聞、雑誌、ウェブサイト等の各種媒体を有するメディア事業者。

※宮城県、茨城県、新潟県、富山県、石川県、長野県、静岡県、兵庫県、広島県、福岡県、熊本県、鹿児島県、沖縄県

※前記13県に所在する空港を利用する隣接県などについては、これらの県内へ訴求可能な媒体を有するメディア事業者についても助成対象とする。

3. 期 間： 【前期】取材対象期間：採択決定後 ～ 令和7年11月14日（金）  
対象露出期間：9月上旬（予定）～ 令和7年11月28日（金）  
【後期】取材対象期間：採択決定後 ～ 令和8年 2月 9日（月）  
対象露出期間：12月上旬（予定）～ 令和8年 2月12日（木）

#### 4. 助成対象経費および金額

取材経費として航空代金、宿泊費、北海道内交通費、レンタカー代、体験取材費等（※但し飲食代は対象外）と取材スタッフ人件費、編集費を支援対象とし、1企画あたりの支援額は、700千円（税込）を上限とする。なお企画提案は1社1提案とする。

※取材時の撮影に係る食事、飲料等は対象外とする。

※取材経費の領収証は、精算時に必ず提出のこと。

※道外在住者が北海道にて取材する経費を支援対象とする。

※広告出稿料およびタレント、モデル等の出演費は、支援の対象外とする。

※企画提案の広告換算価値は支援金額の2倍以上を目安とする。

※放送電波料等は含まれません。

#### 5. 企画提案の内容、テーマ等

次の（1）～（8）の条件を満たす北海道の特集であること。

- （1）閑散期の誘客や地域偏在の解消又はエリアを絞った拠点型観光に繋がるテーマや企画
- （2）身近で手軽に行ける北海道、何度も行きたくなる旅のイメージを想起させる企画
- （3）以下のいずれかのポイントが明確である企画。
  - ①市場性（ファミリー層、一人旅、女子旅層、アクティブシニア層など）
  - ②テーマ性  
「ガストロノミー・ワインツーリズム」「ケアツーリズム」「ナイトタイムエコノミー」「アドベンチャートラベル（AT）」「ウポポイ（民族共生象徴空間）」  
「世界自然遺産知床」「北海道・北東北縄文遺跡群」など
  - ③ストーリー性（アイヌ文化、歴史、人、文化など）

- (4) 紙面やweb、テレビなど各メディア単体での展開のみならず、提案媒体のタイアップ企画等の周知・拡散など、ホームページ、webページ、SNS等を活用した複合的な露出かつ定量測定できる企画とすること。
- (5) 効果測定について  
本事業にて取材を行った当該記事等のPV数、SNSのリーチ数やエンゲージメント、プレゼント応募数等、事業効果の測定が可能なKPIについて目標とする数値を企画提案書に明記すること。
- (6) 取材対象素材  
北海道内各地域の魅力をPRするため、北海道観光機構（以下、「当機構」という）で運用する以下の観光WEBサイト掲載の観光コンテンツから2箇所以上を取材場所として取り上げること。また、札幌市以外に所在する観光地または観光施設およびコンテンツを1カ所以上、取材対象に加えること。
- ①「北海道観光公式サイト「HOKKAIDO LOVE!」  
(<https://www.visit-hokkaido.jp/>)
- ②「北海道トラベルナビ」(<https://travel-navi.visit-hokkaido.jp/>)
- ③「HOKKAIDO LOVE! LINE公式アカウント/キュンちゃんの取材日記」  
(<https://visit-hokkaido.jp/line/diary/>)
- (7) フライト情報  
具体的な北海道旅行の旅程をイメージできるよう、対象13県内空港と道内空港を結ぶフライト情報を必ず盛り込み、露出すること。
- ①直行便が運航している場合、直行便情報の掲載を優先すること。直行便の便宜が良くない場合、経由フライト情報の掲載も可とする。
- ②直行便が運航していない場合、便宜の良い経由フライト情報を掲載すること。
- (8) その他
- ①取材に際しては、当機構事業である旨を伝えた上でアポ取り・取材を行うこと。
- ②編集にあたっては、北海道観光機構ロゴ、「HOKKAIDO LOVE!」ロゴ、北海道観光PRキャラクター「キュンちゃん」を必ず活用すること。
- ③各種ロゴ、素材は採択後、当機構から提供するので、当機構と協議の上掲載すること。
- ④当機構事業である搭乗キャンペーン情報等の掲載を行うこと。  
(キャンペーン予定/第1弾：8月20日～9月30日、第2弾：10月31日～2月1日)
- ⑤効果測定のためWEB・SNSでの掲載にあたっては、契約終了日の1ヵ月前までに掲載を完了すること。
- ⑥本事業の実施にあたっては、ステルスマーケティング規制法の禁止行為に該当しないよう留意の上、制作を行うこと。

## 6. 選定方法、採択数、採択決定時期

### (1) 事業者選定方法と採択数

ヒアリングは実施せず、当機構が設置する審査会において企画提案書の書類審査を行い選定する。採択数は各県ごとに1～2社程度を予定。

※予算上限等により、上限に達した場合、採択数を制限する場合があります。

### (2) 選定基準

#### ① コンセプトの理解度

- ・閑散期の誘客や地域偏在の解消又はエリアを絞った拠点型観光に繋がる記事内容であるか。
- ・身近で手軽に行ける北海道、そして何度も北海道に行きたくなる旅のイメージを具体的に想起させる提案であるか。

## ②企画力

- ・前記コンセプトを具現化する企画内容となっているか。
- ・本募集要項で示した市場性、テーマ性、ストーリー性のいずれかにおいて、訴求ポイントが明確であり且つ特徴ある提案となっているか。
- ・興味を惹く切り口、取材地域、取材スポット等が取り入れられているか。

## (3) 媒体力

- ・提案媒体の量（発行部数、発行エリア、WEBのPV数、SNSのフォロワー数、リーチ数やエンゲージメント数等）や質（対象顧客層への浸透度・継続性等）を総合して評価する。

## (4) 経済合理性

①企画提案の広告換算価値が支援金額の2倍以上あるか。

②次の企画提案内容については加点点評価とする。

- ・北海道のお土産品・宿泊券プレゼント企画などの効果測定可能な内容。
- ・テレビなどの放送番組や特集記事等のタイアップコンテンツの二次利用が可能な提案。

※北海道観光機構は「北海道赤れんが未来機構」のコンソーシアムの構成員となり北海道庁旧本庁舎（以下、「赤れんが庁舎」という）の運営・管理業務を受託していることから当該事業においては、赤れんが庁舎への誘客を目的としたプロモーションはできませんので、提案に含めないよう留意ください。

【例】タイアップのテレビ番組や特集内における赤れんが庁舎への誘客をPRする露出など

## (5) 採択決定時期

審査会終了後、速やかに採否を通知する。

## 7. 応募申請に必要な書類

次の書類を、下記「9」記載の提出先までデータで提出すること。下記（2）企画概要書及び（4）見積書の専用書式は提出先のフォームからダウンロードすること。

### (1) 企画提案書

次の①～⑥の内容をまとめ、PDFデータで提出すること。

- ①媒体名
- ②掲載時期／放送時期
- ③ページ数／放送時間帯・尺等
- ④取り上げる旅行のテーマ、企画内容、KPI
- ⑤取材場所、取材時期、取材人数。併せて取材行程表も提示すること。
- ⑥提案した企画の広告換算値（広告料金、スポットCM料金を元に算出すること）

### (2) 企画概要書（専用書式）

### (3) 媒体資料

- ①媒体の概要が分かる資料（発行部数、放送エリア、読者・視聴者データなど）
- ②媒体の広告料金が分かる資料

### (4) 見積書（専用書式）

- ①企画提案書とは別に作成し、代表印を捺印すること。
- ②取材経費（航空代金、宿泊費、北海道内交通費、体験取材費等）および取材スタッフ人件費、編集費（タレント、モデル等の出演費は含まない）を明記すること

と。

③取材人数を明記すること。

8. 企画提案書提出期限

【前期】令和7年 9月 4日（木）12時まで

【後期】令和7年11月21日（金）12時まで

9. 提出先

下記formrunシステムへ期日までに必要書類をデータ化し提出すること。

<https://form.run/@hokkaido-mediapromotion>

10. 問い合わせ先

事業企画本部 プロモーション部 担当：坂本・金田

TEL : 011-231-0941

e-mail : [h\\_sakamoto@visithkd.or.jp](mailto:h_sakamoto@visithkd.or.jp) [y\\_kaneta@visithkd.or.jp](mailto:y_kaneta@visithkd.or.jp)

11. 採択後、媒体掲出までの手続き

①採択通知をもって、採択確定とする。

②取材出発前には、必ず取材行程を提示すること。

③成果物には取材協力のクレジット表記掲載を原則とする。ただし、媒体特性等を勘案し、協議の上認められた場合はこの限りではない。

④クレジット表記や記載必須事項の確認のため、出版・掲載前で修正対応が可能な段階で、必ず校正紙（誌）データを提出すること。

12. 事業完了後の手続き

①取材内容の媒体掲出完了後、当機構が定める様式による完了報告書（鑑文、要代表印）および任意の様式による報告資料を作成すること。

②成果品（掲載媒体）現物を最低2部提出すること。

③報告資料には、各種広告媒体を活用したPRの詳細と合計金額およびその効果（広告費用換算、メディア露出、WebサイトPV数等）を明記すること。

④ウェブサイトの成果品は、URL提示のみは不可とする。画像ファイルやPDFなどハードコピーとして掲載内容を残せる形で提出すること。

⑤テレビ・ラジオの成果品は、OA同録をDVDまたはUSBにより提出すること。

⑥完了報告書、報告資料、成果品の提出とともに請求書（経費明細書含む）を発行すること（報告以前の日付は不可）。

⑦振込先は会社名義の口座とし、個人口座の振込みは不可とする。

13. その他留意事項

①採択された提案内容は、当機構と協議の上で修正する場合がある。

②企画内容に不履行が生じた際は、契約の解除、または支援内容を変更することがある。また当機構はそのことによる経済的な損害はその責を免ぜられるものとする。

③この指示書に定めるものの他、必要な事項は当機構が別に定めるものとする。

④再委託の禁止について

・再委託の予定がある場合は（下記Bの業務に限る）、再委託先の事業者名、住

所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。なお、再委託を行う際には、予め当機構の承認を得る必要があるので留意すること。

・当機構の承認を要する再委託の範囲は、次の区分におけるBを言う。

A「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定および技術的判断等）・・・再委託を行うことは出来ない。

B「業務の主たる部分」および「軽微な業務」を除く業務・・・再委託に際し、当機構の承認を要する。

C「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）・・・再委託に際し、当機構の承諾を要さない。

⑤暴力団関係事業者等ではないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

以上

令和7年6月9日

各 位

公益社団法人北海道観光機構  
会長 唐神 昌子

**【令和7年度 他県連携相互送客促進事業】**  
「道外地方空港所在地域からの旅行商品造成助成事業」に係る募集について

拝啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当機構の事業活動に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当機構では、主に本道と直行便が就航している道外他県およびその周辺地域において、道外地方空港発道内行きの旅行商品造成を行う旅行会社と連携し、道内の魅力的な観光コンテンツを広く知らしめるため、入込客数の増大・観光消費額の拡大に繋がる旅行商品に対して、その広告プロモーション費の一部を助成する事業を実施します。つきましては、下記のとおり募集することといたしましたので、ご案内申し上げます。

敬具

記

1. 事業名 **【令和7年度 他県連携相互送客促進事業】**  
「道外地方空港所在地域からの旅行商品造成助成事業」
2. 期間 対象出発日 : 令和7年10月1日(水)～令和8年2月11日(水祝)  
対象広告掲載日: 令和7年7月18日(金)～令和8年1月31日(土)
3. 内容 別紙「募集要項」を参照
4. 今後のスケジュール  
(1) 当事業への応募 令和7年6月27日(金) 12時まで  
(2) 審査会の実施 令和7年7月2日(水) 15時から  
(3) 助成事業の決定 令和7年7月3日(木)以降の予定
5. 事業説明会について  
本事業に関する事業説明会はございません。事業内容に関する質問は、個別に受け付けます。回答については、受付後速やかに通知します。
6. 問い合わせ先  
事業企画本部 プロモーション部 担当: 金田、坂本  
TEL:(011)231-0941  
E-mail:y\_kaneta@visithkd.or.jp h\_sakamoto@visithkd.or.jp

【令和7年度 他県連携相互送客促進事業】  
「道外地方空港所在地域からの旅行商品造成助成事業」  
募集要項

1. 事業目的

主に本道と直行便が就航している道外他県およびその周辺地域において、道外地方空港発道内行きの旅行商品造成を行う旅行会社と連携し、道内の魅力的な観光コンテンツを広く知らしめるため、入込客数の増大・観光消費額の拡大に繋がる旅行商品に対して、その広告プロモーション費の一部を助成する。

2. 助成対象者

応募する旅行会社は、次の要件を満たしていること。

- (1) 第1種旅行業または第2種旅行業を登録していること。
- (2) 民間企業、又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人であること。
- (3) 暴力団関係事業者等ではないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 委託会社と資本関係および、人的関係、資金関係等において、事業関連性を有しないこと。

3. 対象旅行商品

旅行商品の募集条件・助成額は、以下の内容とする。

- ①商品内容：下記対象空港を出発する募集型企画旅行で、北海道内を2泊3日以上で周遊する商品。

仙台空港（宮城県）、茨城空港（茨城県）、新潟空港（新潟県）、富山空港（富山県）、小松空港（石川県）、信州まつもと空港（長野県）、富士山静岡空港（静岡県）、神戸空港（兵庫県）、広島空港（広島県）、福岡空港（福岡県）、阿蘇くまもと空港（熊本県）、鹿児島空港（鹿児島県）、那覇空港（沖縄県）

- ②対象出発日：令和7年10月1日（水）～令和8年2月11日（水祝）
- ③対象広告掲載日：令和7年7月18日（金）～令和8年1月31日（土）
- ④札幌市以外の観光素材かつ札幌市以外の宿泊地が一つ以上組み込まれていること。
- ⑤交通機関と宿泊のみ組み合わせたスケルトンタイプの商品は対象外とする。
- ⑥「ガストロノミー・ワインツーリズム」「ケアツーリズム」「アドベンチャートラベル」「ナイトタイムエコノミー」の4つのテーマの中から選択し、そのテーマに適う観光素材が2つ以上含まれていること。

【参考】

- ・アドベンチャートラベル

アクティビティ, 自然, 文化体験の3要素のうち、2つ以上で構成される旅行

- ・ガストロノミー・ワインツーリズム

北海道の食材や料理の背景にある歴史や文化、自然、作り手とそのこだわりなどの食文化に触れる。

地域のワイナリーやブドウ畑を訪れ、その土地の自然、文化、歴史、暮らしに触れ、つくり手や地元の人々と交流し、ワインやその土地の料理を味わう旅行。日本酒やウイスキー等も含まれる。

・ケアツーリズム

<https://www.visit-hokkaido.jp/recommend/caretourism/>

大自然のパワーを全身で感じる。温泉でゆっくり癒される。旬のおいしいもので満足する。カラダの中からキレイになるなど「心と身体をケアする旅行」

例：温泉・サウナ・スパ・ヨガ・ヘルシー食など

・ナイトタイムエコノミー

夜間・早朝の時間におこなわれる様々な活動を通じて地域の自然文化創生や発展、国内外の人々への魅力訴求、消費拡大などにつなげる旅行

例：早朝熱気球体験・夜景観賞・星空鑑賞など

⑦北海道観光機構の「旅行会社向け北海道観光情報サイトHOKKAIDO TRAVEL NAVI」

(<https://travel-navi.visit-hokkaido.jp/>) の観光素材が含まれていること。

※「HOKKAIDO TRAVEL NAVI」の会員登録を済ませてから検索すること。

⑧対象旅行商品には、「HOKKAIDO LOVE!」のロゴ,および「協賛：(公社)北海道観光機構」を表示すること。

⑨北海道観光PRキャラクター「キュンちゃん」および「HOKKAIDO LOVE! LINE公式アカウントQRコード」の表示に努めること。

⑩クレジット表記等の確認のため、広告掲載日4営業日前までに広告原稿を提出すること。

\*事務局営業時間：土日祝日・年末年始(12月27日～1月4日)を除く、10:00～17:00

⑪対象旅行商品の広告掲載実績(掲載証明書、請求書等の写し)を掲載日の翌月4日もしくは令和8年2月6日(金)のいずれか早い日までに報告すること。

⑫対象旅行商品の対象期間の送客実績を出発日の翌月4日もしくは令和8年2月13日(金)のいずれか早い日までに報告すること。

⑬自然災害、感染症のまん延,官公庁または公的機関の命令または勧告等により,必要がある場合は、当助成事業の全部または一部を中止する場合がある。

⑭国、各都道府県、各市町村の補助金や助成金を受けているものは助成の対象外とする。但し、旅行会社ではなく旅行者が補助金や助成金を受けているものは、この限りではない。また、本事業の対象事業として選定される前の経費は、対象とはならない。

#### 4. 助成額

当該商品販売に利用する広告媒体(新聞・新聞折込・テレビ・ラジオ・旅行雑誌等)への掲載費用(税抜)の2分の1以内を助成する。ただし、1商品あたり500千円(税込)を上限とする。

※原稿制作費も助成対象とする。

※他商品と併載の場合、その面積に応じた費用を助成の対象とする。

※当該商品を複数回掲載した場合、その合算額を対象とする。

※助成額の計算方法

当事業は公金による助成のため、消費税を公金で助成することはできない。

助成金は消費税対象のため、税込みでの助成金支払いとなる。

【例】総広告費用 100 万円(税込110 万円)の場合

上限助成額 100 万円 × 50% = 50 万円(税込)となる。

## 5. 募集社数

各県1社程度、合計13社程度

※同一法人で異なる空港発商品を複数申請する場合、審査の対象とする。

※各発地で2社以上の応募がある場合、採択社数や助成額上限を調整する場合がある

## 6. 企画提案書の提出

(1) 提出物：① 助成金交付申請書（様式第1号）

② 企画提案書 兼 報告書（様式第2号）

③ 過去2年以内に造成した類似商品の概要が分かるもの  
（最も実績があった年度のもの1点）

(2) 提出期限：令和7年6月27日（金）12：00

(3) 申請フォーム

期日までに下記申請フォーム（formrunシステム）にて必要事項入力、提出物データを添付の上、申請すること。<https://form.run/@hokkaido-travel>

## 7. 選定方法

(1) 選定方法

当機構が設置した審査会において書類審査を行い選定する。

(2) 選定基準

① 本事項に示した条件を満たした旅行商品となっているか。

② 観光客にとって魅力のあるコンテンツを有する旅行商品となっているか。

③ 旅行会社向け北海道観光情報サイト「HOKKAIDO TRAVEL NAVI」

（<https://travelnavi.visit-hokkaido.jp/>）に掲載のコンテンツを活用しているか。

④ 「ガストロノミー・ワインツーリズム」「ケアツーリズム」「アドベンチャートラベル」「ナイトタイムエコノミー」の4つのテーマの中から選択し、そのテーマに合う観光素材が2つ以上含まれているか。

⑤ 過去実績等や情報を根拠に算出された、適切な送客目標数となっているか。

⑥ 申請額に妥当性があるか。

⑦ 費用対効果が高い提案となっているか。

## 8. 採択通知

審査後、令和7年7月3日（木）以降に助成の可否の決定を行い、その旨を申請者に通知する。（助成金交付決定通知書 様式第3号）

## 9. 企画内容の変更及び中止

申請承認を受けた旅行商品を変更もしくは他商品と差し替える場合、助成金変更申請書（様式第4号）を提出すること。なお、審査の結果、助成対象とならない場合がある。また、企画を中止する場合、助成金中止申請書（様式第5号）を提出すること。

## 10. 実績報告及び請求書等

対象ツアー催行後1ヶ月以内もしくは令和8年2月13日（金）のいずれか早い日までに、結果と成果について、委託事業者宛、以下の書類を提出すること。

- (1) 助成金実績報告書（様式第6号）
- (2) 企画提案書 兼 報告書（様式第2号）  
※販売中止、催行中止となった場合でも、提出すること。
- (3) 証憑書類（広告代理店等から旅行会社への請求書写し等）※月次で報告済みの分は不要
- (4) 成果物（当該商品が掲載された広告媒体。新聞・記事・掲載画面データ等）
- (5) 広告換算額
- (6) その他申請にあたり事務局が必要と認める書類  
※お客様属性、効果測定等のデータ提供に協力すること

#### 11. 助成金の支払い

- (1) 事業実施内容の効果・実績が記載された事業報告書を受理した後、申請どおりに事業が執行されたことを確認し、内容が適切であると認められた場合に検査結果を通知し、助成金を支出する。（実績報告書の検査結果について 様式第7号）
- (2) 助成対象事業が適正に執行されていないと認めた場合には助成金の減額又は取り止めを行うことができる。
- (3) 企画提案にあった送客目標人数を大きく下回る場合には、本事業委託者と当機構の協議により助成金を減額する場合がある。

#### 12. その他留意事項

- ①採択された提案内容は、当機構と協議の上で修正する場合がある。
- ②企画内容の不履行が生じた際は、採択の解除、または支援内容を変更することがある。また、当機構はそのことによる経済的な損害はその責を免ぜられるものとする。
- ③この指示書に定めるもののほか、必要な事項は当機構が別に定めるものとする。

#### 13. 問い合わせ先

公益社団法人北海道観光機構 事業企画本部  
プロモーション部 金田・坂本 電話：011-231-0941  
mail:y\_kaneta@visithkd.or.jp h\_sakamoto@visithkd.or.jp

【令和 7 年度 他県連携相互送客促進事業】  
「道外地方空港所在地域からの旅行商品造成助成事業」  
助成金交付申請書

令和 年 月 日

公益社団法人北海道観光機構 宛

申請者 所在地  
団体名  
代表者氏名 ⑩

【令和 7 年度 他県連携相互送客促進事業】道外地方空港所在地域からの旅行商品造成助成事業の広告宣伝費助成金の交付を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

申請書類の記載内容は真正であり、かつ、当社は、旅行商品造成助成事業の助成金交付を受ける者として、公募要領に定める「反社会的勢力排除に関する誓約事項」に掲げる者のいずれにも該当しません。この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

また、申請にあたっては、【令和 7 年度 他県連携相互送客促進事業】道外地方空港所在地域からの旅行商品造成助成事業 募集要項を確認し、その内容を十分に理解しています。

## 記

1. 企画提案書 兼 報告書（様式第 2 号）
2. 過去 2 年以内に造成した類似商品の概要が分かるもの（最も実績があった年度のもの 1 点）

申請担当者 職・氏名	
電話番号	
FAX 番号	
E-mail	

令和 年 月 日

様

公益社団法人北海道観光機構  
会長 唐 神 昌 子  
(公印省略)

【令和7年度 他県連携相互送客促進事業】  
「道外地方空港所在地域からの旅行商品造成助成事業」  
助成金交付決定通知書

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度は、【令和7年度 他県連携相互送客促進事業】道外地方空港所在地域からの旅行商品造成助成事業の助成金交付申請ありがとうございました。

審査した結果、貴社の下記商品を助成対象とさせていただくこととなりましたのでお知らせいたします。

なお、今後の手続き等につきましては順次お知らせしますので、よろしく願いいたします。

敬 具

記

1. 交付決定No. :
2. 商品名称 :
3. 設定期間 :
4. 集客目標数 :
5. 交付上限額 :

<問い合わせ先>

公益社団法人北海道観光機構 事業企画本部 プロモーション部  
〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目緑苑ビル1階  
TEL : 011-231-0941 FAX : 011-232-5064  
金田 e-mail : [y\\_kaneta@visithkd.or.jp](mailto:y_kaneta@visithkd.or.jp)  
坂本 e-mail : [h\\_sakamoto@visithkd.or.jp](mailto:h_sakamoto@visithkd.or.jp)

【令和7年度 他県連携相互送客促進事業】  
「道外地方空港所在地域からの旅行商品造成助成事業」  
助成金変更申請書

令和 年 月 日

公益社団法人北海道観光機構 宛

申請者 所在地  
団体名  
代表者氏名 ⑩

令和7年 月 日付けで交付決定を受けた【令和7年度 他県連携相互送客促進事業】道外地方空港所在地域からの旅行商品造成助成事業について、下記の変更を行いたいので申請します。

記

1. 交付決定No. :
2. 変更理由 :
3. 添付書類 : 企画提案書 兼 報告書 (様式第2号)

申請担当者 職・氏名	
電話番号	
FAX 番号	
E-mail	

【令和7年度 他県連携相互送客促進事業】  
「道外地方空港所在地域からの旅行商品造成助成事業」  
助成金中止申請書

令和 年 月 日

公益社団法人北海道観光機構 宛

申請者 所在地  
団体名  
代表者氏名 ⑩

令和7年 月 日付けで交付決定を受けた【令和7年度 他県連携相互送客促進事業】道外地方空港所在地域からの旅行商品造成助成事業について次のとおり中止したいので申請します。

記

1. 交付決定No. :
2. 中止の理由 :

申請担当者 職・氏名	
電話番号	
FAX 番号	
E-mail	

【令和7年度 他県連携相互送客促進事業】  
「道外地方空港所在地域からの旅行商品造成助成事業」  
助成金実績報告書

令和 年 月 日

公益社団法人北海道観光機構 宛

申請者 所在地  
団体名  
代表者氏名 ⑩

令和7年 月 日付けで交付決定を受けた【令和7年度 他県連携相互送客促進事業】道外地方空港所在地域からの旅行商品造成助成事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

記

1. 交付決定No. :

2. 助成金の交付予定額 : 金 円 (税込)

3. 助成金の精算額 : 金 円 (税込)

4. 振込先 :

銀行名	
支店名	
口座名	
口座番号	普通・当座 NO.

5. 添付書類

- (1) 企画書 兼 報告書 (様式第2号)
- (2) 広告代理店等から旅行会社への請求書写し等
- (3) 成果物 (当該商品が広告掲載された新聞等)
- (4) その他申請にあたり事務局が必要と認める書類

申請担当者 職・氏名	
電話番号	
FAX 番号	
E-mail	

令和 年 月 日

様

公益社団法人北海道観光機構  
会長 唐 神 昌 子  
(公印省略)

【令和7年度 他県連携相互送客促進事業】  
「道外地方空港所在地域からの旅行商品造成助成事業」  
実績報告書の検査結果について

令和 年 月 日付で報告を受けた検査結果は次のとおりです。

記

1. 交付決定No :
2. 検査年月日 :
3. 検査結果 :
4. 交 付 額 :
5. 交付予定日 :
6. 備 考 :

<問い合わせ先>

公益社団法人北海道観光機構 事業企画本部 プロモーション部  
〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目緑苑ビル1階  
TEL : 011-231-0941 FAX : 011-232-5064  
金田 e-mail : y\_kaneta@visithkd.or.jp  
坂本 e-mail : h\_sakamoto@visithkd.or.jp